

上西春別中学校 部活動に関するガイドライン

令和 7 年 4 月 7 日

別海町立上西春別中学校長 須 貝 貴 典

○令和 4 年（2022 年）12 月、スポーツ庁及び文化庁から発出された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（国のガイドライン）に則り、北海道教育委員会では令和 5 年（2023 年）3 月に「北海道の部活動の在り方に関する方針」（道の方針）を改定しました。よって本校のガイドラインは国のガイドライン及び道の方針に従い改定するものとする。

1 部活動について（共通理解）

（1）学習指導要領における部活動（総則第 5 の 1-ウ）

「・・・特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」

（2）道の方針（一部抜粋）

①部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、部活動を実施する場合には、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。

②教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要がある。

2 設置・指導・運営について

（1）本校の生徒及び教員数、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動の適正数を 5 以内とします。

※野球部、バレーボール部、卓球部、陸上部、吹奏楽部（令和 7 年 3 月現在）

※剣道・水泳・柔道などは中体連大会のみ引率顧問を付けることとする。

※卓球部については、令和 7 年度から別海町で拠点校方式を導入し、小規模校の卓球部が拠点校（中央中学校）統合されるが、本校においては単独で卓球部を置くこととする。なお、令和 8 年度以降については未定。

（2）各部には複数の顧問を配置します。

（3）関係団体との連携しながら、必要に応じて外部指導者の適切な配置を促進します。

（4）他校との合同チームを編成しようとする場合は、双方の移動に係る時間を含め、生徒と顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、関係する校長と協議の上、実施可否を判断します。

（5）各部においては、顧問や生徒・保護者の負担が過度にならないように活動計画を作成し管理職に提出します。また、顧問は参加する大会・コンクール等を精査し参加可否を決定します。

①年間活動計画・・・年間の参加する大会やコンクール、対外試合などを明記したもの

②月の活動計画・・・活動予定日、時間、場所、練習試合や講習会などを明記したもの

（6）教育的意義を踏まえ、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行い、生徒の人格を傷つける言動や体罰が絶対に発生しないようにします。

3 適切な活動時間・休養日の設定について

「道の方針」改定にともない、これまで認められていた道の方針の特例が廃止になりました。それを踏まえて適切な活動時間・休養日を以下のように定めます。

(1) 活動時間と休養日

週当たり2日以上以上の休養日（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日）と1週間当たり長くとも1.1時間程度（国のガイドライン）の基準に基づき、本校では次のように定めます。

	月	火	水	木	金	土	日
活動時間	2時間 (会議等の日は休養日)	2時間	2時間	部活動 休養日	2時間	3時間程度 原則どちらか1日の 休養日	

※1：月曜日については会議（学年・分掌会議など）がない日は部活動顧問の裁量で活動は可能とする。

※2：ただし、生徒の健康を十分に配慮すること、生徒の多様な活動の保障に配慮すること。

- (2) 学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は可能な限り休養日とするよう努める。なお、休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (4) オフシーズンについては、連続する6日間以上の休養日とし、合計で2週間（14日間）のオフシーズンを年間計画に設定する。時期については各部の活動計画によって決めることとする。
- (5) 大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合は十分な休養を取ること。なお、気象庁等の熱中症警戒アラートが発せられた当該地域・時間帯は、原則として活動を行わない。
- (6) その他の業者各種テストの前日、職員会議当日を休養日とし例外はありません。
- (7) 平日の活動時間は、夏時間は最大 18:00 まで、冬時間は 17:30 までとします。

「北海道の部活動の在り方に関する方針」等の改定概要

国がガイドラインの徹底を求めていること、ガイドラインの遵守を「部活動指導員配置促進事業」の補助要件としていることなどから、これまで、道が特例としてきた活動時間及び休養日の取扱いを廃止する。

【廃止する特例】

- ①大会1か月前特例中体連等の大会前日から1か月以内の期間や、大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合の特例
- ②地域特性特例本道の地域特性から積雪期の活動が制限される部活動、又は冬季に行われる部活動の特例

4 部活動の地域展開に向けて

令和4年（2022年）12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に従い、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間となることから、今後、別海町の部活動地域展開に関する施策等が発表された場合はそれに準じて、本校の部活動体制を見直していく。

5 部活動に係る相談・要望の窓口

部活動に関する相談や要望がございましたら、本校教頭までご連絡ください。

《連絡先》上西春別中学校 0153-77-2374